

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年2月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	消火設備点検で排出される泡水溶液の排出事業者について
概要	<p>泡消火設備点検では建物所有者（設備所有者）の設備（泡消火薬剤貯蔵槽、手動起動装置、一斉開放弁、フォームヘッド等）から泡水溶液が排出されます。泡水溶液は点検を行うために点検業者が持ち込むものではなく、原液が減った場合は設備所有者が別途購入して補充しています。</p> <p>このことから、泡消火設備点検で排出される泡水溶液の排出事業者は、点検業者ではなく設備所有者と考えてよいでしょうか。</p>
対応	<p>泡水溶液の排出事業者は、建物所有者（設備所有者）となります。ただし、点検業者が点検や清掃のために泡水溶液を用意した場合は、点検業者が排出事業者となります。</p>